

彩の国工場指定事業実施要領

1 目的

地域に開かれ、地域に愛される工場づくりを進めるため、周囲の環境に配慮し、公害防止に対する法令を遵守している工場のうち、ものづくりへの理解促進や、地域貢献活動などに取り組む他の模範となる工場を「彩の国工場」として指定の上、公表することを通じて、県民と工場が共生する地域づくりを推進するものである。

2 要件

知事は、周囲の環境に配慮し、公害防止に関する法令を遵守している工場のうち、次の各号に掲げる要件1つ以上を満たす工場を「彩の国工場」として指定する。

- (1) ものづくりに対する親しみや理解の促進、興味の喚起を行うため、工場見学を積極的に受け入れている。
- (2) 地元の催しへの参加等、地域に貢献する活動を行っている。

3 指定の手続き

- (1) 彩の国工場の指定を受けようとする者は、様式第1号の彩の国工場指定申請書（以下「申請書」という。）を、知事が指定する期日までに、工場が所在する市町村、商工会、商工会議所、地域振興センター及び埼玉県産業労働部産業創造課（以下「産業創造課」という。）のいずれかに提出するものとする。
- (2) 申請書の提出を受けた市町村、商工会、商工会議所、地域振興センターは、取りまとめの上、様式第2号により、速やかに産業創造課に送付するものとする。
- (3) 産業創造課は、申請のあった工場について調査を行い、申請書に沿って様式第3号彩の国工場指定調査表を作成し、2の要件を具備しているか評価する。

4 指定

知事は、申請書及び3（3）の調査結果に基づき審査を行い、内容が2の要件に該当すると認められるときは、当該工場を彩の国工場として指定し、指定書を交付するものとする。ただし、指定申請年度の直近決算において債務超過（貸借対照表において負債が資産を上回っている状態）となっている工場は、原則として彩の国工場の指定を行わないものとする。

5 彩の国工場の役割

彩の国工場として指定を受けた工場（以下「指定工場」という。）は、次の事項について積極的に実施するものとする。

- (1) 生産現場や工場外観の改善など、彩の国工場にふさわしい工場づくり
- (2) 生産活動に支障のない範囲で行う工場見学の受入れや地域住民への敷地・工場施設の一部開放、祭りや清掃活動等の地元行事への参加など、地域に愛される工場づくり

6 活動状況の報告等

指定工場は、5の各号に規定された役割について、様式第4号により、その実施状況を県に報告するものとする。

なお、今後、5に規定された役割を継続することが困難になった場合などには、様式第5号により指定の辞退を届け出るものとする。

7 申請内容の変更

- (1) 指定工場は、3(1)により申請した内容を変更する場合には、様式第6号により届けるものとする。
- (2) 変更の届出のうち、工場を移転する場合にあっては、3(3)に準ずる手続きを行い、指定を継続することの可否について評価する。

8 指定の取消し

知事は彩の国工場の指定を受けた工場が2の要件に該当しなくなり、彩の国工場としての適格性を欠くと認めるとき又は6に規定された活動報告書の提出が2年間続けて確認できないときは、指定を取り消すことができる。

9 その他

この要領に定めるもののほか、彩の国工場の指定について必要な事項は、別に定めるものとする。

- 附則 この要領は、平成6年4月1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成7年6月30日から施行する。
- 附則 この要領は、平成9年5月1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成10年5月1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成11年4月1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成13年6月1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成14年5月1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成17年5月1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成18年9月1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成19年5月1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成20年5月1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成21年4月10日から施行する。
- 附則 この要領は、平成22年4月12日から施行する。
- 附則 この要領は、平成23年4月15日から施行する。
- 附則 この要領は、平成24年4月17日から施行する。
- 附則 この要領は、平成25年2月1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成27年4月23日から施行する。
- 附則 この要領は、平成29年4月6日から施行する。
- 附則 この要領は、平成30年3月26日から施行する。
- 附則 この要領は、平成31年2月27日から施行する。
- 附則 この要領は、令和3年3月31日から施行する。
- 附則 この要領は、令和5年4月26日から施行する。
- 附則 この要領は、令和6年3月14日から施行する。
- 附則 この要領は、令和6年4月15日から施行する。